

奈良商工会議所「見舞金・祝金制度」規約

(目的)

第1条 本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「新わかくさ共済」の一部をなすものである。

(対象者)

第2条 本規約は、当商工会議所が運営する「新わかくさ共済」のうち、当商工会議所が独自に給付を行う見舞金・祝金制度について規定するものであり、その対象者は、「新わかくさ共済」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「対象者」という。）とする。

(運営費)

第3条 会員事業所は、当商工会議所に対し、「新わかくさ共済」の掛け金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

(給付内容)

第4条 本制度の給付は、見舞金・祝金とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。

(脱退)

第5条 次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛け金が払い込まれている月の末日をもって「新わかくさ共済」から脱退するものとする。

「新わかくさ共済」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

(1) 会員事業所が当商工会議所の会員でなくなったとき

(2) 会員事業所が「新わかくさ共済」から脱退する旨の意思表示をしたとき

(3) 会員事業所が「新わかくさ共済」の掛け金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払いがなされた場合はこの限りでない。

(4) 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき

(給付手続き)

第6条 対象者は、見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会議所に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。

(規約の制定・改廃)

第7条 本規約の制定および改廃は、商工会議所事務局を通じて行うものとする。

(付則)

第1条 この規約は、平成17年4月1日より実施する。

別表1 見舞金・祝金給付内容

<給付する場合>

●結婚祝金（事業主がご請求下さい）

対象者が新わかくさ共済加入後1年以上経過した後に、結婚された時、1口につき5000円（最高8口4万円）を支給する。

●出産祝金（事業主がご請求下さい）

対象者本人およびその配偶者が新わかくさ共済加入後1年以上経過した後に、出産された時、1口につき5000円（最高8口4万円）を支給する。

●成人祝金（事業主がご請求下さい）

対象者が新わかくさ共済加入後1年以上経過した後に、成人された時、1口につき5000円（最高8口4万円）を支給する。

●病気による入院見舞金（事業主がご請求下さい）

対象者が新わかくさ共済加入後に、病気により5日以上入院された時、一律に1口につき5000円（最高8口4万円）を支給する。ただし、対象者1人につき1年に1回の支給を限度とする。

●事故による通院見舞金（事業主がご請求下さい）

対象者が新わかくさ共済加入後に、事故により入院を含まずに10日以上通院された時、一律に1口につき5000円（最高8口4万円）を支給する。ただし、対象者1人につき1年に1回の支給を限度とする。

●遺児育英見舞金（加入者がご請求下さい）

対象者が傷害を被り、死亡（傷害発生の日から180日以内に死亡した場合に限る。）し、被扶養者である18歳未満の遺児が残され

た場合に遺児育英見舞金として遺児1名につき5万円を支給する。

●家族災害死亡見舞金（加入者がご請求下さい）

対象者の特定親族が傷害を被り、死亡（傷害発生の日から180日以内に死亡した場合に限る。）した場合に家族災害死亡見舞金として5万円を支給する。

●還暦祝金（事業主がご請求下さい）

対象者本人が新わかくさ共済加入後1年以上経過した後に、還暦を迎えられた時、一律10,000円を支給する。

<給付できない場合>

●結婚祝金

・新わかくさ共済加入後、1年以内に結婚された時は支給しない。

●出産祝金

・わかくさ共済加入後、1年以内に出産された時は支給しない。

●成人祝金

・新わかくさ共済加入後、1年以内に成人された時は支給しない。

次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない。

●共通：・会員事業所・対象者・特定親族の故意、重過失

・地震、噴火またはこれらによる津波

・戦争・破壊・テロ・内乱・暴動等

・核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故

●病気による入院見舞金

・4日以内の入院

・1年に2回以上の5日以上入院による請求は2回目以降は支給しない。

●事故による通院見舞金

・9日以内の通院

・1年に2回以上の10日以上通院による請求は2回目以降は支給しない。

・事故による入院給付金とは重複して支給しない。

●遺児育英見舞金：

・疾病による死亡

●家族災害死亡見舞金：

・対象者の特定親族の疾病による死亡

・対象者の特定親族の自殺行為、犯罪行為、闘争行為

・対象者の特定親族が法令に定められた運転資格を持たないで、または、酒に酔ってもしくは麻薬、あへん、大麻または覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故

・原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）もしくは腰痛で他覚症状のないものまたは精神障害

・対象者の特定親族、見舞金を受け取るべき者が次の各号いずれかに該当することを行っている間に生じた傷害

・自動車、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含む。）、ゴカート、スノービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含む。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいう。）をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車をういて道路上でこれらのことを行っている間についてはこの限りでない。

・航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であるとを問わない。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除く。）を操縦している間

●還暦による還暦祝金

・わかくさ共済加入後、1年以内に還暦を迎えられた時は支給しない。

<用語の定義>

・対象者：新わかくさ共済に加入する会員事業所の事業主・役員およびすべての従業員

・<自家給付追加>

・<自家給付追加>

・特定親族：①対象者の配偶者

②対象者または配偶者の同居の親族

③対象者または配偶者の別居の未婚の子

なお、ここにいう対象者と特定親族との続柄は事故発生時におけるものをいう。

・傷害：急激かつ偶然な外来の事故による傷害事故

*身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含み、細菌性食物中毒は含まない。

- ・父母：対象者の直系の1親等の尊属である父または母
- ・入院：医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること

別表2 見舞金・祝金給付請求書類

見舞金区分	必要書類
結婚祝金	・婚姻の事実を証明できる住民票、婚姻届等
出産祝金	・出産の事実を証明できる住民票、出生証明書等
成人祝金	・生年月日を証明できる免許証、住民票、健康保険証等
病気入院見舞金	・入院期間の証明できる領収書、診断書等
事故通院見舞金	・通院日数の証明できる領収書、診断書等
遺児育英見舞金	・遺児が18歳未満であることを証明する住民票、健康保険証等
家族災害死亡見舞金	・死亡診断書 ・従業員等との続柄を証明する住民票、健康保険証等の書類
還暦祝金	・生年月日を証明できる免許証、住民票、健康保険証等

平成30年4月1日改定